

広情個審第19号
令和3年6月30日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和元年10月3日付け広安調第16号で諮詢のあったことについて、別添のとおり答申します。

（諮詢第310号事案）

答申書

請問のあった事案について、次のとおり答申します。

【請問事案】

令和元年10月3日付け広安調第16号の請問事案（請問第310号事案）

令和元年5月3日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年6月20日付け広安調第11号で行った公文書部分開示決定に対する同年7月31日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関は、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を全て取り消し、以下に従って、改めて部分開示決定を行るべきである。

- (1) 別表の「Ⅱ 開示が妥当な情報」欄に掲げる情報については、開示が妥当である。
- (2) 別表の「Ⅲ 不開示が妥当な情報」欄に掲げる情報については、不開示が妥当である。
- (3) 別表の「Ⅳ 不開示が妥当であるが改めてその理由を付記すべき情報」欄に掲げる情報については、不開示が妥当であるが、改めて不開示理由を具体的に付記すべきである。
- (4) 本件不開示部分のうち、別表の「Ⅴ 再検討が必要な情報」欄に掲げる情報については、開示・不開示を改めて判断の上決定し、当該不開示とした情報の不開示理由を具体的に付記すべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主な主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が請求人に対して行った本件部分開示決定を取り消し、真に非開示とすべき部分を除いて開示するとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 部分開示された平成31年度安佐南区区長事務引継書（以下「引継書」という。）には、ところどころに黒塗りがある。これらの大部分は、本件部分開示決定に係る通知書（以下「本件部分開示決定通知書」という。）の「開示しない部分とその理由」に該当するのであろうと思われるが、

もとより請求人にはそう信ずるよりほかに手立てがない。請求人は、実施機関が善意の第三者として、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に忠実に事務処理をしていることを期待し信じて、開示された文書を受け取るのみである。

しかし、このように信頼しようとしても、「なぜ黒塗り？」「開示すべきではないのか？」などと疑念が生じる場合には、条例に基づく適正な処理を求めて、第三者機関である広島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に審査請求することとなる。

イ 本件においても、町内会名、団体の代表者名、市議の名前などが黒塗りとされており、違和感を覚える。

ウ 当該地域の町内会名を非開示とする理由は何か？町内会の名誉が傷つけられるなど不利益を被ることがあるのか、秘密にする前提で交渉が進められているのか、いずれもノーであり、町内会名を不開示とする理由はないものと請求人は考えている。

エ 次に、団体の代表者名である、例えば、A学区社会福祉協議会の会長名が黒塗りとされているが、非営利団体で半ば公的な性格を有し、社会福祉法人広島市社会福祉協議会のもとに各区社協、そのもとに学区社協がある。A学区社会福祉協議会は学区社協の一つである。このような団体の代表者は通常開示されているのではないか。なお、「社協だより」には、もちろんのことであるが記名されている。

オ さらに、市会議員の名前を不開示とした根拠は何であろうか。市民と行政をとりもつのは市議の仕事の一つである。様々な案件に市議が関係するのは当然のことである。市議は公人である。当該案件に熱心であったり、その地域に関連していたりする市議の名前が非開示となっていることもまた、条例の適用を誤っているのではないか。

カ 請求人が問題としているのは、主に町内会名、団体の代表者名、市議の名前などである。「開示しない部分の概要及びその理由」には、一切記載のない部分であり、だからこそ問題視し審査請求を行ったが、弁明書にも非開示理由が記載されず、広島市は弁明を拒否しているようだ。

町内会名、連合町内会名、社会福祉協議会名、団体の代表者としての連合町内会会长名、社会福祉協議会会长名などは、開示されてしかるべきものである。また、議員は公人であり、議員の名前も開示されてしかるべきものである。

キ 開示決定された引継書の58ページでは町内会名及び市議の氏名が不開示とされているが、事実関係を記述しているに過ぎず、「市の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある」ものではない。

ここでいう「おそれ」は単にその可能性があるという程度のものではなく、法的保護に値する蓋然性が求められている。広島市は法的保護に値する蓋然性があることを説明する責任があり、蓋然性がないのであれば、非を認めて見直しを行うべきである。

ク 引継書の63、64、69から71、74から78、80から86ページでは市議や県議の氏名が不開示とされているが、当該市議が関係者である旨の事実関係を記述しているに過ぎず、「市

の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある」ものではない。

ケ 引継書の 85 ページでは A 学区社会福祉協議会の会長名が不開示とされているが、当該協議会の会長名は、例えば広島市がホームページに掲載している「活動団体一覧表」に掲載されている。

コ 引継書の 86 ページでは B 学区連合町内会の会長名が不開示とされているが、当該町内会の会長名は、例えば広島市がホームページに掲載している「活動団体一覧表」に掲載されているし、引継書の 87 ページでは、C 地区町内会連合会の会長名は開示されている。

サ 市の担当職員は、法令に疎い今まで仕事を進めてもいいのではない。法令を熟知し、法令に従って公人としての職務を全うすることが、法治国家である我が国の公務員の姿である。

引継書について、あらためて条例の規定に従って見直し、非開示とした部分について、開示すべきであったものは、しっかりと開示していただきたい。

シ 広島市は、市民のために存在している団体（法人）であり、市民の「知る権利」に対して「説明責任」を負っている。むやみに隠すのではなく、条例にのっとって、説明責任を果たすことこそが市職員の重要な任務の一つである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述における主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件開示請求の対象公文書は、「平成 31 年度安佐南区区長事務引継書」であり、実施機関は、(2) の不開示情報を除き、部分開示決定を行った。

(2) 不開示としたのは、①損害賠償請求に係る相手方の氏名、住所、②不発弾埋没場所に係る相手方の氏名、住所の一部、③土地の購入等の事業執行に係る計画の内容、交渉の相手方、方針、の 3 点である。

このうち、①及び②については、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるため」に該当することから、条例第 7 条第 1 号に該当する。

③については、いずれも「市が行う事業等に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉に係る事務に関し、市の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため」に該当することから、条例第 7 条第 3 号に該当するため開示しないこととしたものである。

また、交渉の相手方の情報には個人情報も含まれることから、これらは①及び②同様に、条例第 7 条第 1 号にも該当する。

(3) 不開示部分のうち、団体の代表者名については、事業が難航しているという状況から、代表者の氏名を明らかにするとその地位を貶めると考え、条例第 7 条第 1 号に該当するとして不開示とした。市議会議員の氏名については、団体の代表者と同様に、区の事務引継ということで様々な課題が示される中、長年にわたり事業が進捗していない状況であり、特定の議員がそれらの事業に関係して

いるということが公になると、その地位を貶め、個人の権利利益を害するおそれがあると考えたことから、不開示としたものである。

(4) なお、町内会名等については、是正指導や公図混乱に関する内容等が記載されていることから、その地域が特定されることで風評被害や財産価値の低下につながる可能性があるため不開示としたものであるが、条例第7条第1号及び3号というより2号の適用が適切であったと考えられることから、本来であればその旨を本件部分開示決定通知書に記載するべきであった。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は「市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより（略）市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする」と定め、条例第3条は「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重（略）しなければならない」としている。

(2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、第7条第1号ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

- ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができるとされている情報
- イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報
- ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に

掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第2号は、不開示情報として、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」としている。

前記(1)の条例の理念に照らせば、不開示情報に当たると言うためには、当該情報を開示することにより、当該法人等の権利や公正な競争関係における地位、信用等の利益を害するおそれが、単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が具体的かつ客観的に認められることが必要であると解される。

(4) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

前記(1)の条例の理念に照らせば、ここにいう「支障」については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性が求められると解される。

(5) 本件公文書の不開示情報について

対象公文書は引継書であるが、本件開示請求に対して不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）のうち、引継書の3、32、67及び68ページに記載された情報については、請求人から特に主張がなく、実施機関の判断は妥当と考えられることから、これらを除いた情報の条例該当性について、以下、検討する。

(6) 条例第7条第1号の該当性について

ア 本件不開示部分の条例第7条第1号の該当性について、以下検討する。

イ 市議会議員の氏名及び町内会や協議会等の団体の代表者名について

ア 実施機関は、本件不開示部分のうち、市議会議員の氏名及び町内会や協議会等の団体の代表者名について、これらを開示することにより、長年にわたり進捗の見られない事業に関与していることが明らかになることで、その個人の地位を貶めるおそれがあることから、条例第7条

第1号に該当する情報として不開示にすべきと主張している。

- b 市議会議員の氏名については、地域の事業に対して、私人としてではなくその市議会議員としての職務上の立場から関与していると考えられ、条例第7条第1号ただし書のイ及びエに該当することから、開示すべきである。
- c また、町内会や協議会等の団体の代表者名については、その団体の代表者が誰であるかは既に公になっている情報であり、条例第7条第1号に該当するとは認められないため、原則として開示すべきであるが、団体の名称から氏名まで不開示としており、結果的にその団体と協議したという事実自体が不開示となっている例や、単純に氏名のみ不開示としている例などがあり、開示・不開示の判断において全体の整合性を欠くなど、検討が不十分と認められる。

このため、それぞれの不開示部分について、開示・不開示の判断とその理由の検討を、実施機関は改めて行うべきである。

ウ 個人の氏名等について

本件不開示部分のうち、個人の氏名、特定の土地の地番、備考欄の記載内容、意思表示の内容、交渉相手の氏名、居住者に関する情報については、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別することができる情報であり、条例第7条第1号に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示が妥当である。

(7) 条例第7条第2号の該当性について

ア 本件部分開示決定通知書への記載はないが、実施機関は口頭意見陳述において、町内会名及び法人名等に係る不開示部分について、条例第7条2号の法人その他の団体の不利益情報に当たると主張することから、該当性について検討する。

イ 実施機関は、引継書の52ページの団地名について、ごみボックスのは正指導に係る内容等であることを理由として、その地域が特定されることにより風評被害、イメージダウン及び財産価値の低下につながることから、条例第7条第2号に該当し、不開示とした旨を主張する。

しかしながら、全市的に行われた道路上のごみボックスのは正指導について、個別の団地名を明らかにすることで実施機関が主張するまでの不利益が生じるとは認めがたく、また、条例第7条各号に掲げる不開示情報のいずれにも該当しないことから、開示すべきである。

ウ 実施機関は、引継書の58ページの町内会名を不開示としているが、本市と地域環境整備事業の合意書を締結したことがその町内会にとって社会的な地位を害するとは想定しがたく、また、条例第7条各号に掲げる不開示情報のいずれにも該当しないことから、開示すべきである。

エ 実施機関は、引継書の104ページの委託業務の請負業者名及び事前協議先の企業名を不開示としているが、市が委託業務等についての契約を行う際には、落札業者の社名は調達情報公開システム等で公表され、何人も知りえる情報であるため、不開示とする理由がないことから、開示すべきである。また、事前協議先の企業名については、その事業の内容・性質から自明のもので

あり、かつ公にすることで当該企業の事業運営上の地位を害するとは認めがたく、また、条例第7条各号に掲げる不開示情報のいずれにも該当しないことから、開示すべきである。

オ このほか、実施機関が条例第7条第2号に該当すると主張する引継書の56ページの団地名及び57ページの沿線の名称について、目次で開示しているところ、当該ページのタイトル及び本文中で不開示にしている等、開示・不開示の判断において全体の整合性を欠くなど、検討が不十分と認められる。

このため、引継書の56ページの団地名及び57ページの地名のほか、団地の住所等と併せて、条例第7条第2号を理由に各情報を不開示とすることが真に適切かどうかの検討を、実施機関は改めて行うべきである。

(8) 条例第7条第3号の該当性について

ア 本件不開示部分の条例第7条第3号の該当性について、以下検討する。

イ 実施機関は、本件不開示部分のうち、前記(6)及び(7)で検討した情報以外の情報について、「市が行う事業等に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉に係る事務に関し、市の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。」と主張する。

ウ 実施機関が条例第7条第3号に該当すると主張する本件不開示部分のうち、引継書の74ページのスケジュール内容（以下「スケジュール内容」という。）については、不開示が妥当と認められるが、本件部分開示決定通知書にはその理由が付記されていない。

エ 実施機関が条例第7条第3号に該当すると主張する本件不開示部分のうち、スケジュール内容以外の情報については、例えば22ページにはコミュニティ広場整備に係る課題等など、契約や交渉に関すること以外の情報も含まれていること、本件部分開示決定通知書の「開示しない部分の概要」における記載が不十分であること、実施機関が不開示とした理由が判然としないことなどから、実施機関の検討は不十分と認められる。

オ 以上のことから、実施機関は、スケジュール内容については改めて理由を具体的に付記し、スケジュール内容以外の情報については条例第7条第3号に該当することを理由に各情報を不開示とすることが真に適切かどうかの検討を改めて行うべきである。

(9) 特定の土地が特定できる情報について

そのほか、実施機関は、引継書の75ページの「経緯」欄の特定の土地が特定できる情報を不開示としているが、当該情報は条例第7条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、開示すべきである。

(10) 不開示理由について

ア 広島市行政手続条例（平成7年広島市条例第5号。以下「手続条例」という。）第8条第1項の

規定により、実施機関は、公文書の一部又は全部を開示しないときは、その理由を決定通知書に記載する必要がある。

この不開示理由の付記は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保し、不開示理由を開示請求者に知らせて審査請求に便宜を与えるためのものであるから、不開示とされた各情報が、条例が示す不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに開示請求者に具体的に示すものでなければならない。

- イ 本件部分開示決定通知書では、個人情報に関する不開示部分以外の理由について、「市が行う事業等に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉に係る事務に関し、市の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため。」としているが、本件不開示情報には、事業の経緯、今後の実施予定及び課題といった、契約、交渉に係る事務以外のものも含まれている上、公にすることによりどのような支障を及ぼすかが具体的に示されているとは言えないことから、理由の記載として不十分である。
- ウ 以上のことから、本件部分開示決定における理由の記載は適切なものとはいえず、手続条例第8条第1項の定める理由付記の要件を欠くものであると認められることから、実施機関は、具体的な理由を付した上で、改めて本件開示請求に対する決定を行うべきである。

(II) 結論

以上のことから、実施機関は本件部分開示決定を全て取り消し、改めて本件開示請求に対する部分開示決定を行うべきである。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 1・10・3 (第1回審査会)	広安調第16号の諮問を受理 (諮問第310号で受理)
R 2・1・30 (第2回審査会)	第3部会で審議
R 2・2・27 (第3回審査会)	第3部会で審議
R 2・6・16 (第4回審査会)	第3部会で審議
R 2・7・21 (第5回審査会)	第3部会で審議
R 2・8・18 (第6回審査会)	第3部会で審議
R 2・10・20 (第7回審査会)	第3部会で審議
R 2・11・17 (第8回審査会)	第3部会で審議
R 2・12・15 (第9回審査会)	第3部会で審議
R 3・1・26 (第10回審査会)	第3部会で審議
R 3・2・16 (第11回審査会)	第3部会で審議
R 3・3・23 (第12回審査会)	第3部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
古 川 龍 彦	中国新聞社論説委員室副主幹
松 田 健之介	弁護士

別表

I 引継書で、本件不開示部分のあるページ	II 開示が妥当な情報	III 不開示が妥当な情報	IV 不開示が妥当であるが改めてその理由を付記すべき情報	V 再検討が必要な情報
3	—	「1 事件の概要」の(1)及び(2)、「2 損害賠償債権に係る債権管理の状況」の(3)並びに「3 今後の対応」の(1)の個人の氏名及び住所	—	—
21	—	—	—	「4 課題」の「(4)耐震改修工事に併せたリニューアル（戸山集会所）」及び「(5)戸山連絡所の移転（戸山集会所）」の課題
22	—	—	—	・「1 事業の目的」の(2)の要望理由 ・「1 事業の目的」の(3)の課題 ・「3 課題」の課題
32	—	・「2 事業の概要」の(1)の埋没場所 ・「2 事業の概要」の(1)、「3 進捗状況」の(2)及び「5 スケジュール」の表の個人の氏名	—	—
52	「2 事業の概要」の(1)の団地名	—	—	・「4 課題とその対応状況」の(1)の課題 ・「5 今後のスケジュール」の(1)の課題及び地区に関する情報
54	「3 進捗状況」の表の「相手方」欄の市議会議員の氏名	・「1 事業の目的」の(1)、「2 事業の概要」の(1)及び(2)並びに「3 進捗状況」の表の「内容」欄の特定の土地の地番 ・「3 進捗状況」の表の「相手方」欄の市議会議員以外の個人の氏名	—	・「1 事業の目的」の(1)及び(2)並びに「2 事業の概要」の(1)及び(2)の訴えの内容（特定の土地の地番を除く） ・「3 進捗状況」の表の「相手方」欄の氏名等（市議会議員の氏名及び市議会議員以外の個人の氏名を除く） ・「3 進捗状況」の表の「内容」欄の交渉等の内容（特定の土地の地番を除く）
55	「3 進捗状況」の表の「相手方」欄の市議会議員の氏名	・「3 進捗状況」の表の「相手方」欄の市議会議員以外の個人の氏名 ・「4 課題とその対応状況」の(2)のア及びイの特定の土地の地番	—	・「3 進捗状況」の表の「相手方」欄の氏名等（市議会議員の氏名及び市議会議員以外の個人の氏名を除く） ・「3 進捗状況」の表の「内容」欄の交渉等の内容 ・「4 課題とその対応状況」の(1)及び(2)の訴えの内容（特定の土地の地番を除く。） ・「5 今後のスケジュール」の予定
56	・「項目」、「1 事業の目的」及び「2 事業の概要（経緯）」の団地名 ・「2 事業の経緯」の道路名及び河川名	—	—	・「2 事業の概要（経緯）」の宅地開発を行った者、委託契約の締結先 ・「3 進捗状況」の(3)の衆議院議員の氏名 ・「4 課題とその対応状況」の(2)の要望先
57	「項目」及び「1 事業の目的」の沿線の名称	「3 進捗状況」の(2)の個人の氏名	—	・「2 事業の概要」の(1)及び(2)、「3 進捗状況」の(1)及び(2)、「4 課題とその対応状況」の(1)及び(2)並びに「5 今後のスケジュール」の(1)及び(2)の法人の名称

別表

I 引継書で、本件不開示部分のあるページ	II 開示が妥当な情報	III 不開示が妥当な情報	IV 不開示が妥当であるが改めてその理由を付記すべき情報	V 再検討が必要な情報
58	・「1 事業の目的」、「3 進捗状況」、「4 課題とその対応状況」及び「7 特記事項」の町内会名 ・「7 特記事項」の市議会議員の氏名	—	—	「7 特記事項」の町内会長の氏名
59	「7 特記事項」の市議会議員の氏名	—	—	「7 特記事項」のまちづくり協議会会長の氏名
60	—	—	—	「7 特記事項」の学区みらい会議会長の氏名
63	「7 特記事項」の市議会議員の氏名	—	—	—
64	「7 特記事項」の市議会議員の氏名	—	—	—
66	—	・「1 経緯」、「2 概要」の(2)及び(3)、「3 課題とその対応状況」の(1)、(2)の①及び③並びに 【参考】の表の「所有者」欄の個人の氏名 ・「1 経緯」、「2 概要」の(3)、「3 課題とその対応状況」の(1)の②並びに【参考】の表の「所在地」欄及び欄外の特定の土地の地番 ・【参考】の表の「備考」欄の記載	—	・「3 課題とその対応状況」の(2)の回答に当たっての検討内容及び弁護士の氏名 ・【参考】の表の欄外の法人の名称
67	—	「3 事業の概要」の(1)及び(2)の個人の氏名	—	—
68	—	「4 進捗状況と課題」及び「5 当面の取組方針」の個人の氏名	—	—
69	「関係者」欄の市議会議員の氏名	—	—	・「課題」欄の課題 ・「スケジュール」欄の関係者
70	「関係者」欄の市議会議員の氏名	—	—	・「課題」欄の課題 ・「関係者」欄の県議会議員の氏名
71	「経緯」欄の市議会議員の氏名	—	—	「経緯」欄の要望者名及び市長説明の内容
72	—	「経緯」欄のH29年度及び用地取得進捗状況の個人の氏名	—	「経緯」欄のH31年度予定の内容、用地取得進捗状況の内容及び立木トラストに関する情報(個人の氏名を除く)
73	—	—	—	・「1 現在の状況」の状況 ・「2 用地取得等について」の買収対象残件の内訳
74	「関係議員」欄の市議会議員の氏名	—	「用地取得」業務のスケジュール内容	—
75	・「経緯」欄のS63年度からH13年度の特定の土地が特定される情報 ・「関係者」欄の市議会議員の氏名	「課題」欄及び「スケジュール」欄の個人の氏名	—	・「課題」欄の課題 ・「スケジュール」欄の記載(個人の氏名を除く) ・「関係者」欄の県議会議員の氏名
76	「関係者」欄の市議会議員の氏名	—	—	「経緯」欄の地元との調整内容
77	「関係者」欄の市議会議員の氏名	「課題」欄の市議会議員以外の個人の氏名	—	・「経緯」欄の地元との調整内容 ・「課題」欄の課題(市議会議員以外の個人の氏名を除く)
78	「関係者」欄の市議会議員の氏名	—	—	「課題」欄の課題
79	—	「経緯」欄の個人の氏名及び意思表示の内容	—	—
80	「関係者」欄の市議会議員の氏名	—	—	「1 地元関係」の要望

別表

I 引維書で、本件不開示部分のあるページ	II 開示が妥当な情報	III 不開示が妥当な情報	IV 不開示が妥当であるが改めてその理由を付記すべき情報	V 再検討が必要な情報
81	「関係者」欄の市議会議員の氏名	「経緯」欄及び「課題」欄の市議会議員以外の個人の氏名	—	・「経緯」欄及び「課題」欄の法人の名称 ・「課題」欄の課題（市議会議員以外の個人の氏名を除く）
82	「関係者」欄の市議会議員の氏名	「課題」欄の「1 用地関係」及び「2 工事関係」の市議会議員以外の個人の氏名	—	「課題」欄の「1 用地関係」及び「2 工事関係」の課題（市議会議員以外の個人の氏名を除く）
83	「経緯」欄の市議会議員の氏名	「課題」欄の「2 地元関連」の市議会議員以外の個人の氏名	—	・「目的及び概要」欄、「経緯」欄及び「課題」欄の法人の名称 ・「課題」欄の「1 用地関係」及び「2 工事関係」の課題（市議会議員以外の個人の氏名を除く）
84	「関係者」欄の市議会議員の氏名	「用地・家屋補償・関係機関協議」の市議会議員以外の個人の氏名	—	「用地・家屋補償・関係機関協議」の法人の名称及びスケジュール内容
85	「関係議員」欄の市議会議員の氏名（役職と併せて）	—	—	「関係者」欄の学区社会福祉協議会会長の氏名及び役職
86	「関係議員」欄の市議会議員の氏名（役職と併せて）	—	—	「関係者」欄の連合町内会会长の氏名及び役職
87	「関係者」欄の連合町内会会长名	—	—	「課題」欄の課題
88	—	「4 課題とその対応状況」の居住者に関する情報	—	「4 課題とその対応状況」の課題と対応状況（居住者に関する情報を除く）
90	—	・「4 課題」の(1)のアの個人の氏名 ・「4 課題」の(1)のイの居住者に関する情報	—	「4 課題」の(1)のア及びイの課題（個人の氏名及び居住者に関する情報を除く）
92	—	「3 経緯」の個人の氏名	—	「3 経緯」の法人の名称
93	「8 特記事項」の市議会議員の氏名	「5 課題とその対応状況」の市議会議員以外の個人の氏名	—	・「5 課題とその対応状況」の内容（市議会議員以外の個人の氏名を除く） ・「6 今後のスケジュール」の表の法人の名称 ・「8 特記事項」欄の町内会名
94	—	「5 課題とその対応状況」の個人の氏名	—	・「4 進捗状況」の寄附者名 ・「5 課題とその対応状況」の内容（個人の氏名を除く）
95	「8 関係議員」の市議会議員の氏名	「6 スケジュール」の表及び「7 事業費」の市議会議員以外の個人の氏名	—	—
96	—	—	—	「5 課題とその対応状況」の課題と対応状況
97	「8 関係議員」の市議会議員の氏名	「6 スケジュール」の表及び「7 事業費」の市議会議員以外の個人の氏名	—	—
99	—	—	—	「3 課題」の地元関係者及び課題
100	—	「4 課題」の個人の氏名	—	・「3 経緯」の法人の名称 ・「4 課題」の課題（個人の氏名を除く）
101	—	「4 課題」の個人の氏名	—	・「4 課題」の内容（個人の氏名を除く） ・「5 今後のスケジュール」の表の特定の土地が特定される情報
103	—	—	—	「7 その他」の記載

別表

I 引継書 で、本件不 開示部分の あるページ	II 開示が妥当な情報	III 不開示が妥当な情報	IV 不開示が妥当である が改めてその理由を付記 すべき情報	V 再検討が必要な情報
104	<ul style="list-style-type: none"> ・「1 事業の目的」及 び「2 事業の概要」の 事前協議先の企業名 ・「2 事業の概要」の 請負業者名 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・「1 事業の目的」の要望者 ・「5 特記事項」の関係者